

○経済産業省告示第百六十六号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月五日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 石原 伸晃

二の表の罫に次のように加える。

ウクライナ（ クリミア自治 共和国又はセ ヴァストーポ リ特別市を原 産地とする場		全貨物
--	--	-----

合に限る。)

附 則

この告示は、平成二十六年八月五日から施行する。

○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和四十一年通商産業省告示第百七十号)

改正後

現行

二 輸入貿易管理令(以下「令」という。)第四条第一項第二号の規定による輸入の承認(全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。)を受けるべき場合は、次の表の第1に掲げる貨物及び同表の第2に掲げる貨物を輸入するものとする。

二 輸入貿易管理令(以下「令」という。)第四条第一項第二号の規定による輸入の承認(全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。)を受けるべき場合は、次の表の第1に掲げる貨物及び同表の第2に掲げる貨物を輸入するものとする。

第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物

第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物

地 域	貨 物		貨 物 名
	項目 番号	関税率表の 番号等	
(略)			
シリア			輸出貿易管理令別表第一の一の項(十三)に掲げる貨物(化学製剤に関連するものに限る。)、同項(十三の二)に掲げる貨物(化学製剤に関連するものに限る。)、同項(十四)に掲げる貨物(化学製剤に関連するものに限る。)、同項(十六)に掲げる貨物(化学製剤に関連するものに限る。)及び同表の三の項(一)に掲げる貨物
<u>ウクライナ(クリミア自治共和国又はセヴァストポリ特別市を原産地とする場合に限る。)</u>			<u>全貨物</u>

地 域	貨 物		貨 物 名
	項目 番号	関税率表の 番号等	
(略)			
シリア			輸出貿易管理令別表第一の一の項(十三)に掲げる貨物(化学製剤に関連するものに限る。)、同項(十三の二)に掲げる貨物(化学製剤に関連するものに限る。)、同項(十四)に掲げる貨物(化学製剤に関連するものに限る。)、同項(十六)に掲げる貨物(化学製剤に関連するものに限る。)及び同表の三の項(一)に掲げる貨物
(新設)			

第2 (略)

第2 (略)